

令和 2 年
第 4 回 定例市議会

条例議案等参考

阿久根市

議案 番号	件名	ページ
74	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	1
75	北薩広域行政事務組合規約の変更について	5
79	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6
80	阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8

	<p>市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町，いちき串木野市・日置市衛生処理組合，沖永良部バス企業団，指宿南九州消防組合，指宿広域市町村圏組合，曾於北部衛生処理組合，南大隅衛生管理組合，中南衛生管理組合，大島地区衛生組合，阿久根地区消防組合，伊佐湧水消防組合，沖永良部衛生管理組合，伊佐北始良環境管理組合，大隅曾於地区消防組合，大隅肝属地区消防組合，伊佐北始良火葬場管理組合，曾於地域公設地方卸売市場管理組合，沖永良部与論地区広域事務組合，北薩広域行政事務組合，徳之島地区消防組合，曾於南部厚生事務組合，熊毛地区消防組合，大島地区消防組合，奄美群島広域事務組合_____，始良・伊佐地区介護保険組合，曾於地区介護保険組合，種子島地区広域事務組合，奄美大島地区介護保険一部事務組合，大隅肝属広域事務組合，</p>		<p>市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町，いちき串木野市・日置市衛生処理組合，沖永良部バス企業団，指宿南九州消防組合，指宿広域市町村圏組合，曾於北部衛生処理組合，南大隅衛生管理組合，中南衛生管理組合，大島地区衛生組合，阿久根地区消防組合，伊佐湧水消防組合，沖永良部衛生管理組合，伊佐北始良環境管理組合，大隅曾於地区消防組合，大隅肝属地区消防組合，伊佐北始良火葬場管理組合，曾於地域公設地方卸売市場管理組合，沖永良部与論地区広域事務組合，北薩広域行政事務組合，徳之島地区消防組合，曾於南部厚生事務組合，熊毛地区消防組合，大島地区消防組合，奄美群島広域事務組合，<u>大島農業共済事務組合</u>，始良・伊佐地区介護保険組合，曾於地区介護保険組合，種子島地区広域事務組合，奄美大島地区介護保険一部事務組合，大隅肝属広域事務組合，</p>
--	---	--	--

	公立種子島病院組合		公立種子島病院組合
2～7 (略)	(略)	2～7 (略)	(略)
8 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, 三島村, 十島村, さつま町, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町, いちき串木野市・日置市衛生処理組合, 南薩地区衛生管理組合, 沖永良部バス企業団, 指宿南九州消防組合, 指宿広域市町村圏組合, 曾於北部衛生処理組合, 南大隅衛生管理組合, 中南衛生管理組合, 阿久根地区消防組合, 伊佐湧水消防組合, 沖永良部衛生管理組合, 大口地方卸売市場管理組合, 伊佐北始良環境管理組合, 大隅曾於地区消防組合, 大隅肝属地区消防組合, 伊佐北始良火葬場管理組合, 曾於地域公設地方卸売市場管理組合, 沖永良部与論地区広域事務組合, 北薩広域行政事務組合, 徳之島地区消防組合, 曾於南部厚生事務組合,	8 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, 三島村, 十島村, さつま町, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町, いちき串木野市・日置市衛生処理組合, 南薩地区衛生管理組合, 沖永良部バス企業団, 指宿南九州消防組合, 指宿広域市町村圏組合, 曾於北部衛生処理組合, 南大隅衛生管理組合, 中南衛生管理組合, 阿久根地区消防組合, 伊佐湧水消防組合, 沖永良部衛生管理組合, 大口地方卸売市場管理組合, 伊佐北始良環境管理組合, 大隅曾於地区消防組合, 大隅肝属地区消防組合, 伊佐北始良火葬場管理組合, 曾於地域公設地方卸売市場管理組合, 沖永良部与論地区広域事務組合, 北薩広域行政事務組合, 徳之島地区消防組合, 曾於南部厚生事務組合,
9 公立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定による市町村立の学校の非常勤の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務		9 公立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定による市町村立の学校の非常勤の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務	

	熊毛地区消防組合，大島地区消防組合，奄美群島広域事務組合_____，南薩介護保険事務組合，始良・伊佐地区介護保険組合，曾於地区介護保険組合，種子島地区広域事務組合，徳之島地区介護保険組合，奄美大島地区介護保険一部事務組合，大隅肝属広域事務組合，公立種子島病院組合，鹿児島県後期高齢者医療広域連合，種子島産婦人科医院組合		熊毛地区消防組合，大島地区消防組合，奄美群島広域事務組合， <u>大島農業共済事務組合</u> ，南薩介護保険事務組合，始良・伊佐地区介護保険組合，曾於地区介護保険組合，種子島地区広域事務組合，徳之島地区介護保険組合，奄美大島地区介護保険一部事務組合，大隅肝属広域事務組合，公立種子島病院組合，鹿児島県後期高齢者医療広域連合，種子島産婦人科医院組合
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)
11 (略)	(略)	11 (略)	(略)
12・13 (略)	(略)	12・13 (略)	(略)

議案第75号参考 北薩広域行政事務組合同規約の変更関係新旧対照表

○ 北薩広域行政事務組合同規約（昭和58年指令地第3号許可）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（組合の事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、出水市野田町上名7918番地1に置く。</p>	<p>（組合の事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、出水市野田町下名7035番地<u> </u>に置く。</p>

<p>430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>附 則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法 第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p>	<p>330,000円</p> <p>_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円</p> <p>_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>附 則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額 _____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）」とする。</p>
---	--

議案第80号参考 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第33号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。</p> <p><u>2</u> この条例において「助成対象児」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、阿久根市の区域内に住所を有するもの（当該子どもが修学その他の理由により阿久根市の区域外に住所を有する場合で、当該子どもを現に監護している者が阿久根市の区域内に住所を有するときは、当該子どもは阿久根市の区域内に住所を有するものとみなす。）をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例（昭和49年阿久根市条例第43号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の<u>子ども</u>を除く。）</p> <p>(3) 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の<u>子ども</u>を除く。）</p> <p><u>3～6</u> (略)</p> <p>（助成）</p> <p>第4条 市長は、助成対象児の受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「保険医療機関等」という。）に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。ただし、市町村民税非課税世帯の助成対象児<u> </u>が受けた保険給付に係る一部負担金については、当該助成対象者に代わり、市長が保険医療機</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。</p> <p>2 この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p><u>3</u> この条例において「助成対象児」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、阿久根市の区域内に住所を有するもの（当該子どもが修学その他の理由により阿久根市の区域外に住所を有する場合で、当該子どもを現に監護している者が阿久根市の区域内に住所を有するときは、当該子どもは阿久根市の区域内に住所を有するものとみなす。）をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例（昭和49年阿久根市条例第43号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の<u>乳幼児</u>を除く。）</p> <p>(3) 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の<u>乳幼児</u>を除く。）</p> <p><u>4～7</u> (略)</p> <p>（助成）</p> <p>第4条 市長は、助成対象児の受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「保険医療機関等」という。）に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。ただし、市町村民税非課税世帯の助成対象児の<u>うち乳幼児</u>が受けた保険給付に係る一部負担金については、当該助成対象者に代わり、市長が保険医療機</p>

<p>関等に支払うことにより、助成金の支給があったものとみなす。 2・3 (略)</p>	<p>関等に支払うことにより、助成金の支給があったものとみなす。 2・3 (略)</p>
--	--